

○最上漁業協同組合の遊漁料の変更について

令和3年7月5日

当組合では近年組合員の減少や遊漁者の減少などにより経営状態が悪化しており、増殖保護費（種苗費、放流経費、産卵場造成経費等）の確保が困難になりつつあります。今後、組合の経営を将来的に安定化させると共に稚魚の放流量を確保し組合員の漁業や遊漁者の皆様に楽しんでいただくため、下記のとおり遊漁料の値上げを行い、山形県知事に遊漁料の値上げを内容とする第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可の申請を致すことにしました。

遊漁料値上げによる増収については、種苗費、放流経費に充当いたします。更に役員や監視員による漁場管理を行い、全ての遊漁者の方が遊漁券を購入できるように努めるほか、漁協のホームページで遊漁券の販売方法や販売所の周知、繁殖保護の取組み状況、釣り情報の提供など、遊漁者に対する利便性の確保に努めてまいります。

遊漁者の皆様には、この度の遊漁料の値上げについてご理解いただきますようお願い申し上げます。

最上漁業協同組合代表理事組合長

遊漁料変更前後の比較表

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			変更後	変更前
うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、いわな、さくらます(やまめ)、つめうなぎ、もくずがに	釣り、すくい網、がら掛け、たも網、はえなわ、置き釣り、やす(かじかに限る)	1日	1,500円	1,500円
		1年	7,700円	8,000円
あゆ	友釣り、どぶ釣り、掛け釣り	1日	1,800円	2,000円
		1年	8,800円	9,000円

注：県知事の許可が得られれば、令和4年4月1日からの実施となります。

問合せ先：最上漁業協同組合

最上郡真室川町大字新町天神460番地 TEL 兼 FAX 0233-62-2078